

手形関係と原因関係との牽連

—その法理と判例—

池 垣 定 太 郎

は し が き

- 一 原因関係の意義 手形関係の抽象性と手段性
- 二 手形関係の原因関係に及ぼす影響
- 三 原因関係の手形関係に及ぼす影響

は し が き

手形の原因関係は手形関係以外の法律関係であるが、これと密接な関係を有するものの一つとして、手形関係との分離、牽連両方面に於て概念を正確に把握することは手形法の研究上欠くべからざるものとされている(一)。

統一手形法條約はこの原因関係については何等の規定もなさず、これに関する立法を各國の自由にて委ねている(二)。
ところが、わが國はこの点に就いては僅かに手形法第十七條を有するのみであり、兩關係に関する種々なる問題の解決はすべてこれを學說、判例に求めなければならぬ。わが國の學說は早くよりドイツの手形法の理論をとり入れ定説を確立しつゝあつたが、わが國の判例も亦、學說の絶えざる批判を受けつゝ現在には、ほゞ、その態度を動かしがた

いものとしてゐる。しかし、こゝに到るまでには幾多の変遷を経てきたのであり、現在学説、判例が全面的に一致しているというわけではないにしても、見方によれば、判例の学説に対する追隨、或は学説の判例に対する勝利といった興味ある姿を看取できるのである(三)。終戦後の手形法関係の判例はごく僅かであるが(四)、その内、昭和二年一〇月一四日最高裁判例(昭和二年(オ)第十)は、手形授受と既存債務との牽連に関するものである。この判例も根本的には別に新しいものがあるわけではないが、從來不明瞭であつた細部の点に至るまで明らかにしたものとしてみれば、目に値するものである(五)。手形関係と原因関係との牽連に関する問題はこの判例にも見られるごとく既に、いわば、落着いた判例の態度にも拘らず、実業界に於ては常に争はれるところであり、そういう意味では、古い問題であると共に、また常に新しい問題であること、及び、原因関係を中心として、広く実質関係は、手形が実業界に於て使用される事情を明らかにし、その活動状況を詳らかにする上から極めて重要であり、手形法、小切手法の今後の研究の重点はこゝにありとさへいわれることにかんがみ(六)、具体的な典型的実質関係(手形割引、手形貸付、手形交換送金爲替、荷爲替等)のそれぞれの研究に入る前提として、こゝに上掲の最高裁判例に至るまでの判例の推移を、その法理に照らしながら概観してみようとするのが本稿の目的である。

(一) 田中耕太郎・手形法小切手法概論二一頁以下参照。

(二) 統一手形法條約第二附属書第十六條第二項。この規定に関する説明は、大橋光雄・新統一手形法論下巻、八一頁以下参照。

(三) 我妻栄・判例批評(大正一一年判例民法一〇七頁)は「小切手については手形と異なり従來の行懸りがないので普通債務から手形に代えることは理論上更改となり得ない」という學者の説を容認していることは、一寸皮肉な面白味がある」といつておられる。

(四) 昭二三(オ)二号同年一〇月一四日第一小法廷判決。昭二四(オ)第三三号同年九月一五日第二小法廷判決。昭一九年(オ)第九四九号昭二〇年八月二十七日言渡大審院第三民事部判決の三件のみ。下級審判決はかなり多し。

(五) この判決に対する批評に、上柳克郎(民商法雜誌二五卷一四七頁)、小橋一郎(法と經濟一〇六・一〇七号九八頁)がある。尙本件の高裁判決の批評に大森忠夫(民商法雜誌二四卷四号二五四頁)、石井照久・北沢正啓(判例研究二卷三号一七頁)がある。

(六) 田中誠二・手形法小切手法(昭二五)九三頁。

一 原因関係の意義 手形関係の抽象性と手段性

手形は一定の目的に対する手段たる役目を果すところにその特色を發揮する(一)。個々の手形行爲はその法律的性格の差異に拘らず、手形行爲そのものとしては自己目的ではなく、その基礎に存する經濟的目的追求の手段として行われる。その經濟的目的は多様であるが、この多様な經濟的目的も之を法律的にみればすべて手形金額の支拂に集約せられる。手形行爲を起点とし手形より生ずる法律関係を一先ず、手形関係というならば、手形関係は金銭支拂をその終局の目的とし各段階における經濟的目的を達成せんとするものとして手段たる関係としての性質を有する。手段なる法律関係に対しその前提たる目的は法律学上原因(Causa)と呼ばれる。而して手形法の説明に於ては、Causaの意味をとりたてて問題とすることなく、手形交付の主観的な動機としてこれを述べておくことで満足しているのが一般である(二)。蓋し、手形行爲も法律行爲として人の行爲である以上、心理的にはある行爲をなすに至れる理由は必ず存するのであり、これを因果の系列でみれば原因となり、目的手段の關聯に於てみれば目的になる。手形のCausaをこの様に行爲の動機乃至目的として捉えることも、もとより可能であるが、それに止まりそれ以上その内容を明らかにすることにならなす。C. Wieland は手形のCausaが従來學說の愛顧をうけていなかつたことを指摘すると共に、法律行爲のCausaとしての一般的な理論はこの問題につき何等十分に満足すべき解答を與えてくれぬとして、詳細にこれを討究してゐる。一般にCausaは財産出捐の規定根拠たる經濟的目的として理解されるが、

更に立ち入つてみれば、経済的目的には個性的の當事者目的 (individueller Parteizweck) と類型的取引目的 (typischer Verkehrszweck) とが區別せられ、Causa の名をうけるものは、給付に経済的並に法律的性質を與えるところの後者即ち類型的取引目的のみである。この類型的取引目的は債務的法律關係では裁判官的、立法者的判断の基礎となり、これを以て Causa は債権の個性化的原理にまで高められるのである。當事者の具体的目的觀念ではなく類型的な法律行為に内在せる取引目的が立法者的、裁判官的判断の出発点として奉仕するが故に Causa は客観的な生活關係自身の上にその適用を見出だす。それ故に主観的意義に於ける Causa とは債務的法律行為の判断に対して標準となる類型的取引目的であり、客観的意義に於ける Causa とはこの目的の標準に従つて規正された客観的法律關係である (三)。後者は、しかしながら、單一の法律行為としては生ぜず、むしろそれは多くの分子的行為によりて結合せられた全体である。部分的行為を規定するものは部分目的であるが、部分目的はそれ自身は非独立的であり、主たる取引目的によつて補充される關係にある。主目的として賣買を、部分目的として支拂を選ぶならば、賣買の主目的は全結合法律行為を特別なる取引類型として性格づけ、之に対して支拂目的は個々の部分的實現行為がその分子的地位を受くべきことを指定するにすぎない。以上述べた Causa の理論を手形にもつてくれば、先ず主観的意義に於ける手形の Causa は手形の基礎に横たわる法律關係の客観的な商量基礎としてこの手形の基本目的として考へられる。而して手形の經濟的目的は更に、手形債権によつて包攝せられえない關係の一連を生ぜしめ、従つて手形は同一の經濟的結果に向けられそれと密接な關係におかれた法律關係を随伴して生れる。この基本關係 (Grundverhältnis) が手形の振出を惹起するところの類型的取引目的からその規範を引出すが故に、それは客観的意義の手形の Causa (原因關係 Causalverhältnis) となる (五) (六)。

原因關係を以上の如く解するとしても、原因關係に對する手形關係を如何に解すべきであらうか。手形關係 (Wechselverhältnis) とされるものも必ずしも一義的ではなす (七)。既に一応の定義を與えた様に、手形關係とは手

形行爲を起点とし手形より生ずる法律関係をさすのであるが、その場合、動的、發展的に、その發生から終了に至るまでの手形上の諸行爲を一括して相互に有機的に結合し、テレオロギッシュに一つの目的に向つて發展する一種の私法關係としても觀察されうるが(八)、又發展的にみられた全体的手形關係をそれぞれの手形行爲を中心とした部分的關係に分解し、靜的に、平面的に、觀察することも必要であり、それぞれの段階に手形關係という文字を用うることも可能でなければならぬ。手形關係と原因關係との牽連といふ問題は自から手形關係を原因關係に対立した意味でみるわけであるから後者の意味に於ける手形關係が一応の對象となる。特に原因關係に対する手形關係の牽連については然りであるが、逆の場合即ち原因關係の手形關係に與へる影響については後者の立場にとどまつてゐることは出来ない。發展的な手形關係の全体より生ずる手形特質を離れてこれを考へることは出来ないからである。

以上に於て明らかにした手形關係及びその原因關係が如何に相互に牽連するかが本稿の課題であるが、それに入る前提として先づ學者のいわゆる手形關係の抽象性にふれねばならない。手形關係の抽象性とは、いうまでもなく手形關係がその基礎的法律關係から分離独立し後者の無効、取消等によつて手形關係そのものの効力が原則として影響を蒙らないことをさし現在一般に認められてゐる所である。しかし周知の如くこの特性は手形制度の初期から認められたわけではなく、初めは兩關係の分離は考えられず、その必要もなく手形關係そのものが一般債務關係に吸收せられており手形關係の独立的存在は明らかでなかつたが、手形が第一次の當事者以外に流通せられるに及び一般的債務關係とは別個の存在を有することが明らかになり、尙進んで手形裏書が承認され手形が流通を本質とするに及び、實質的な原因關係と独立に千差万別の原因關係の上にそれらを一樣に覆う形式的な關係とされ、それ自らの法律的運命をもつ様になつたものである(九)(一〇)。手形の成立と發達は正に *Gründut des Scheins*、*creatio occulto velut arbor aëvo*。(樹木が年代と共に成長する様に、それは祕かに伸長す)である(一一)。封建的な手工業的生産の時代に發生し種々なる變遷を重ねながら現代の高度に發達した資本主義の下に於ける商取引の需要は抽象性を手形の抜くべか

らざる鉄則にまで高めたのであつたが、しかし各期を通じて手形関係の底流をなす手形本来の手段性は否定せらるべきでもない。手形関係の原因関係からの分離を手形関係の抽象性というも、それは前者の後者よりの独立であつて後者の抹殺ではない。両者の分離は絶対的ではないのである。その場合手形関係の抽象性そのものをどこまでも維持すべきか又は抽象性そのものに一定の場合に限界を設くべきかが問題となつてくる。抽象性の必要は手形が直接授受の当事者の手を離れて広く一般社会と關聯をもつに至る場合に最も明瞭である。特に原因関係を手形なる証券の上から知り得ない善意の第三者に対しては抽象性が額面通り作用することについては疑をいれない。しかし原因関係の当事者が同時に手形関係の当事者である時には疑を生ずる余地がある。(一)従つて Wieland は手形授受の当事者間に原因関係の存する場合には手形は抽象的債権のトレーガーではなく原因関係上の個別的債権のトレーガーと見るべきであるとする(二)。しかしかゝる見解は通説のごとつて反対するところである(三)。手形上の權利は独立の手形行爲なる法律行爲に基いて發生するのであり、従つて手形所持人は原因関係に関する拳証責任を負はないし、又手形債務として特別の短期時効にかからしめることを許されるのである(四)。かくして手形の抽象性そのものに制限を設けるべきではなく抽象性そのものはどこまでも維持せしむべきであるが、而も本来の手形の手段性を考慮に入れて、「手形の抽象性を維持せしめつゝ、その手段的性格との間の調和を図ることが必要」となる(五)。

後述の人的抗弁の許容も、手形関係の抽象性の制限として生ずるのではなく、当事者間に於ては手形関係の手段性の故に人的抗弁を許すも社会的取引の安全を害さないからである。前に抽象性は絶体的でないといつた意味はかくの如く解せられねばならぬ。

次に手形関係の側より原因関係に及ぼす影響については手形としての對社会的顧慮の必要少なく、個人的利害の對立のみの現はれる場合として特に抽象性が強調される關係ではなく、手形關係本来の手段性の充分なる顧慮の下に総べての事情を斟酌してその法律効果が判断されるべきである。従つてここでは当事者の意思が兩關係の牽連の態様を

決定する第一の標準となるが、通常詳細な合意がなされることは稀であり、そのために生ずる種々なる問題の解決を迫られ、これに関する判例の数は極めて多いところである。次に款を改め、先づこの原因関係に及ぼす手形関係の影響を、次いで原因関係の手形関係に及ぼす影響を、判例を中心として概観することとする。

- (一) 田中耕太郎・手形関係の本質(商法研究一卷)四二七頁以下、前掲三二頁以下。
- (二) C. Wieland, Der Wechsel und seine zivilrechtlichen Grundlagen, 1901, S. 9.
- (三) Wieland, a. a. O. 1 abschn. §2. Die Causa des Wechsels.
- (四) Wieland, a. a. O. S. 12.
- (五) Wieland, a. a. O. S. 15.
- (六) 原因関係はまた対價関係(Valutaverhältnis)というが、これは通常手形の交付には対價の提供を伴うが故にかく名付ける。對價なき場合のある原因関係よりも狭く、正確には同義でなく。
- (七) (八) 田中耕太郎・商法研究一卷四一二頁
- (九) Grünhut, Wechselrecht, 1897, Bd 1, S. 20 ff.
- (一〇) 手形関係の抽象性の実定法の根拠としては、(1)基本手形の要件として原因関係が挙示せられていないこと、(2)人的抗弁の切斷、(3)手形債権に認める短期時効、(伊沢孝平、手形法・小切手法二四七頁)のすべてに求めるか、いずれかを強調してそれに求める(田中耕太郎・概論一〇九頁、山尾時三・手形法論八六頁、納富義光・手形法に於ける基礎理論六七九頁)。
- (一一) Grünhut, a. a. O. S. 21.
- (一二) Wieland, a. a. O. S. 91.
- (一三) J. Adler, Die Wirkung der Wechselbegebung auf das kausale Schuldverhältnis (Z. H. R. Bd 64) S. 146 ff.
- (一四) Müller-Ergbach, Handelsrecht, 2^{te} Aufl. 1928, S. 433. 尙昭三・四・一四大判及び鈴木竹雄・同判例批評(同年判例民事法)参照。
- (一五) 石井照久・商法下卷一八三頁。

二 手形関係の原因関係に及ぼす影響

一 手形関係の手段性は、その目的たる原因関係に対する影響を当然のこととする。ところが、原因関係の種類は頗る多岐に亘り、その成立の時期も手形関係のそれと前後するため、その影響は複雑となる。(一)。しかし、原因関係が保証の如く相手方に対し手形債務を負担するにある場合、手形の賣買の如く相手方をして手形を取得せしむるにある場合に於ては、手形関係の成立により直ちに原因関係の目的は到達せられるから、瑕疵担保の問題の如きを除いて、多く問題を生じない(二)。反之、手形が当事者間に於ける既存債務の履行の目的を以て授受せられる場合には、問題は然く簡單ではない。それ故手形関係が原因関係に対し如何なる影響を及ぼすかの問題は、通常この場合について論ぜられる(三)。

以下問題をこの場合に限定して判例と理論の変遷を跡付けていくことにする。

(一) 田中耕太郎・前掲書二一四頁には、原因関係の種類として H. O. Lehmann の列挙するものが示されている。頗る多岐に亘るが、しかし、前述の原因関係の意義よりみて、主たる取引目的により補充されることを要する非独立的な部分目的から規正されるところの、非独立的部分行為を別にすればかなり簡明になる。最も重要な原因関係はヴァーラントの挙げる如く、賣買、消費貸借、委任の三者である (Wieland, a. a. O. S. 25)

原因関係成立の時期については、Wieland, a. a. O. S. 15 参照。

(二) Michaels, Wechselrecht, 1932, Vorbem. vor Art. 4 Anm. 11.

(三) Wieland, a. a. O. S. 16³; 大隅健一郎・手形法小切手法講義、七三頁。

二 手形が既存債務の履行の目的を以て当事者間の合意に基き(一)、授受せられる場合には先ず(イ)既存債務が直ちに消滅し新し手形債務がこれにとつて代り、既存の法律関係の債務者は受取つた手形からのみ債権者としての権利を與えられ、債務者は手形に基づいてのみ債務を負担することになるのか(手形交付が更改的作用 novatorische Funktion)

ion)を持ち手形が支拂に代えて an Zahlungsstatt 授受せられる場合) (ロ) 既存の債務は新手形債務と共に存続し、債権者が既存債務の満足を新手形により現実に得るまでは既存の法律関係上の権利が債権者に留保されることになるのか(手形交付が確保的效力 konfirmatorische Funktion を持ち、手形が支拂のために zahlunshalber 授受せられる場合)どうかの問題が生じ、古くから論じられていること。

既存の法律関係には手形法的なものと、そうでないものがあり、従つて既存債務には手形債務なる場合と手形債務以外の債務なる場合とがある。前者は手形の切替(切換)又は延期手形の発行の場合である。そこに支配する法理は後者の場合と別段異なるものはないのであるが、この所謂延期手形の法的性質に関して判例の態度に変遷があり、学説判例の間に不一致があるので、便宜のためこの点については別に述べる。ところで手形の授受が更改的作用をもつか確保的作用をもつに止まるかの問題に関して、学説、判例ともかなりの変遷を示していること。わが國の最高裁判所(大審院)の判例の推移は次の如くである。

(1) 当事者の意思に拘らず法理上当然に更改となる。

主要判例(明三八・九・三〇大判)手形債権は手形に因りて存在する債務にして手形は他の証書の如く唯に債務の存在を証明するの具たるに止まらず債務の成立に欠くべからざる要素なるが故に他の債務を手形債務に変更し若くは手形債務を他の手形債務に変更するは手形債務を他の債務に変更するとその要素に変更ある点に於て何等異なる所なきを以て此の場合に於ても亦更改の成立するものと爲すべきは当然なり。

参考判例 明三八・七・八大判。明三八・一二・一九大判。

(2) 当事者の意思に拘らず更改とみなすべき法理なし。

判例(明四二・二・一二大判)当事者が金銭の債権を担保するの意思を以て約束手形を授受したるときと雖も約束手形を授受したる以上は金銭の債権は手形債権に更改せられたるものと看做すとの法規なきは勿論又その法理もあるなし。

(3) 当事者の意思を標準として定む。

主要判例（大六・六・九大判）債務者が既存の債務に關し手形を裏書譲渡するは代物弁済なることあり更改なることあり又支拂のためなることあり其何れなるやは各場合に於ける当事者の意思を解釈して之を決せざるべからず。

参考判例 大六・三・三一大判。大七・四・二四大判。大七・一〇・二九大判。大八・四・一大判。大八・一一・二八大判。昭九・八・七十大判。昭一四・六・一三十大判。昭一四・六・二六十大判。

(4) 当事者の意思不明なるときは、反証なき限り弁済確保の爲めと推定する。

主要判例（大九・一・二九大判）当事者の一方が他方に対し負担せる債務の爲め約束手形を振出したる場合之を代物弁済と見るべきか將又單に原債務の弁済を確保する目的を以て手形を發行したるものと見るべきかは当事者の意思を解釈して決定すべき事實問題たること是に所論の如しと雖も其意思にして前者にあること明白ならざる場合に於ては原債務を消滅せしむるに至るべき代物弁済と観んよりは寧ろ原債務を存続せしむべき後者の趣旨に解するを相当とす。

参考判例 大九・五・一五大判。大一一・四・八大判。大一一・五・一八大判。昭二・五・一一大判。昭三・二・一五大判。昭五・九・三十大判。昭九・七・六十大判。昭一一・一・一五大判。昭一六・一一・一六十大判。

(5) 債務者自身が手形上の唯一の義務者であるときは担保のためと推定する。

主要判例（昭二三・一〇・一四最高裁判）手形がその原因關係たる債務の支拂確保のため振出された場合に、当事者間に特約その他別段の意思表示がなく債務者自身が手形上の唯一の義務者であつて他に手形上の義務者が不在の場合においては、手形を担保を供與する趣旨の下に授受せられたものと推定するを相当とする。

参考判例 大七・四・二五大判。昭七・一二・一七十大判。

以上に見られる如き推移から現在の判例の態度を要約的に示せば次の如くなる。

(1) 古くは「支拂に代えて」なされる場合と「支拂（弁済）確保のため」なされる場合とを區別するのみであつたが、最近に至り後者の場合のうち特に「担保のため」なされる場合を明瞭に區別したこと。

(2) 以上三者のどの場合とみるべきかは、第一に当事者の意思解釈の問題であること。

(3) 若し、当事者の意思が明白でない場合には、「支拂確保のため」になされたものと推定すべきこと。

(4) 「支拂確保のため」になされた場合に、当事者に別段の意思表示がなく、且債務者自身が手形上の唯一の義務者であるときは、「担保のため」になされたものと推定すべきこと。

(5) 「支拂に代えて」なされた場合には既存債務は消滅するが、その事由は当事者の意思により代物弁済であることもあれば、更改であることもあり得ること。

(6) 「支拂に代えて」なされたことを主張せんとするものは、そのものに立証責任があること。

三 以下、右の判例の見解を学説に照らして、更に立ち入つて考察してみよう。既存債務の履行の目的を以て手形が授受せられる場合に、理論的に正確には三つの場合、即ち支拂に代えて (an Zahlungstat) 、支拂の爲めに (zahlungshalber) 、支拂の担保として (sicherungshalber) の各場合が区別され得る。従来判例の用いた「弁済(履行)を確保するため」という表現は後二者のいずれを指すのか、又いずれをも指すのか必ずしも明瞭というを得なかつたが、最近の判例で、ともかくもこの三つの場合を区別して表現する様になつたのは進歩といふべきであらう。この判例(昭二三・一〇・一四最高裁判)は手形が既存債務の確保のために振出された場合、即ち履行に代えてなされたものでない場合であつて当事者の意思が不明であり、且つ、債務者自身が手形上の唯一の義務者であるときは「担保のため」と推定するのであるから、それ以外の場合は「支拂のために」なされたものと推定すべきことになる。手形が担保のために授受される場合はこの判例の場合に限らず、これより広いという見解もないではないが(四)、判例の立場は大體ドイツの通説であり妥当と思はれる(五)。判例の場合の、他人方支拂でない約束手形の振出交付のときのほか、債務者の振出せる自己指図手形に支拂担当者を記載しないで引受けをしたとき、及び、支拂担当者の記載なき自己宛手形の振出のときも同様に担保のためになされた場合に含まれる(六)。尙、手形に裏書禁止文句の記載あるときの如きは担保のための明確なる徴表となる(七)。

原因関係に基いて手形が授受される場合には、当事者間の個人的利益較量が主となり、必ずしも對社会的考慮を必

要としないので、手形の本質に反しない限り当事者の意思を尊重すべきは当然でなければならぬ。判例が当事者の意思解釈を第一とすべしとするのはもとより正当であるが、たゞ、意思解釈に当つては一切の事情を斟酌して合理的意思を探究すべきであり、特に取引の慣習を充分に考慮しなければならぬ。

「支拂に代えて」なされた場合には既存債務は消滅するが、その場合の理論構成については判例と同様、学説も区々であり一致しない。更改説、代物弁済説、及び、そのいずれなるかは当事者の意思によるとする説がある。古くからドイツ、わが國に於て争はれたところで、理論上は問題となり得るが、実際の結果にとつてはいずれをとるも殆んど異ならない。いずれにしても既存債務に立ち返ることは出来ないのである(八)。たゞ、通説の反対にも拘らず判例が依然として更改成立の場合を認めているのは、裁判所の立場として学者の如く勇敢に明文(民法五一三條三項)を無視することを得ないと共に、繰り返しそれを容認して來た從來の行懸りに捉はれているものといはざるを得ない。それともかく、手形の授受が支拂に代えてなされたことの意思明白ならざるときは、手形債務と既存債務とは併存することになり、従つて、既存債務の消滅を主張するものは、そのものにその立証責任があることになる。このことは取引の利益に一致する。何となれば当事者の意思不明なる場合に、債権者が既存債務と結び付いた利益—質権、保証、利息、違約金—を放棄し敢て不利益を甘受すると推測することは合理的でないからである(九)。

(一) 手形は金銭の如く強制通用力を持たない。従つて、履行の目的を以て之を授受するには当事者間にその合意がなければならぬ。かゝる合意は手形豫約に於てなされる(田中耕太郎・前掲二二頁)小切手についても同様である(大八・八・二八六判昭三・一一・二八六判等)。

(二) Grünhut, Wechselrecht, 1897, Bd II, S. 296ff.; K. Lehmann, Handelsrecht, 2 Anfl. 1912, S. 647; Straub-Stranz, Wechselgesetz, 13 Anfl. 1934, Anm. 24a zu Art. 39.

(三) ドイムの學説によつては、J. マイラーが前掲書に於て詳細なる分類を試みてゐる(J. Adler, a. a. O. S. 152 Anm. 29) 主な學説を二群に分け、手形交付と共に原因債務が当然消滅するとする説を第一群としそれを更に消滅の理由付けの如何によ

り四種に細別する。第二群は(1)当事者がそれに明示又は黙示に同意する場合のみ原因債務が消滅するとの説、(2)疑わしき場合には手形は支拂のために授受されたものとする説、(3)疑わしき場合には原則として担保のためと推定すべきであるとする説の三種に大別し、更に第一を四細別する。

(四) 田中誠二・前掲、九五頁。

(五) Grünhut, a. a. O. S. 304. 伊沢・前掲二五一頁、山尾・前掲九〇頁。

(六) 山尾・前掲九一頁、納富義光・手形法小切手法論一九六頁、松本泰治・商法判例批評録三二一頁。

(七) 納富・前掲一九六頁

(八) Grünhut, a. a. O. S. 297

(九) Grünhut, a. a. O. S. 299 ; Straub-Strauz, a. a. O. S. Anm. 24b zu Art. 89.

四 こゝで、前述のいわゆる手形の切替について一言しなければならぬ。手形の切替(書替)とは、通常、既存の手形の満期が到来した場合に、当事者の合意によつて支拂の延期のため新手形(延期手形・切替手形)を發行することをいふ、(イ)旧手形と共に新手形を併存せしめる場合、(ロ)旧手形に代えて新手形のみを交付する場合の二つの場合があり得る。しかしして、(イ)の場合には旧手形債務は代物弁済により消滅し、新手形債務のみ存し(ロ)の場合には新旧両手形債務が併存し、たゞ支拂猶豫の人的抗弁が認められるに過ぎないと解すべきことは學說の一致して認めるところである(二)。これに関するわが國の判例の推移は次の如くである。

(1) 手形債務を他の手形債務に変更するのはその要素に変更ありて更改成立す(明三八・九・三〇大判)。

(2) 手形の書替は満期日を後日となすのみにして其の他を変更せざる新手形嚴格なる意義に於ける延期手形を以てするに限らず金額債務者を変更せざるに於ては満期日を後日と爲すの外他の要件を変更したる手形を以てするも延期の爲めの書替たることを失はず手形を他の手形債務に変更したる場合に更改の成立することは当院判例の示す所なれども手形を支拂延期のため新手形に書替えたる場合は之に包含せず(大四・一〇・二六大判)。

(3) 所謂手形の書替を爲したる場合に於て其の新たな手形の振出が前手形債務を更改したるものなるや將前手形債務に対する支拂を延期するの手段として爲されたものなるやは各場合に於ける当事者の意思を解釈して決定すべき問題にして意思

明瞭ならざるときは支拂延期の手段として振出されたるものと推定すべきものとす(大一一・六・一三大判)。

手形書替に関する事件は主として旧手形に附されたる担保権が新手形についても存続するや否やの点について争はれている。その場合に、判例は担保権存続を説明するために書替の性質に言及し、新旧手形は「唯その形式を異にするに止まり其の實質に於て彼此拮ぶ所なし」(昭九・五)(二五六判)ということを根拠とする。しかしながら、新旧両手形債務に経済的同一性が認められる場合には常に法律的同一性も認められるとは限らないのであつて、その点の区別を省りみない所に判例の見解の不備が存する。わが國に於ける手形書替の慣行は主として前述(ロ)の場合と考えられるので(一)、旧手形關係は旧手形の回收等により消滅し、新手形發行による新手形關係のみが新たに成立する場合とみなければならぬ。而してこの場合を法理上更改ではなく代物弁済とみなければならぬことは手形債務以外の場合と同断である。わが國と異なり、ドイツの慣行に於ては(イ)の場合が普通であり、そのときは法律的にも同一性を失はずして旧新両手形債務が併存することになる(三)。判例は兩者を区別せず延期手形なる文字を用うるも、正確には延期手形(Prolongationswechsel)は専ら(イ)の場合を指し、わが國に於ける(ロ)の慣行はむしろ別に書替手形とでもいうべきであろう。従つてドイツに於ける Prolongationswechsel の理論をとつて以て直ちにわが國の書替手形を論ずるのは早計のそしりを免れず、學者の批難を招くのは当然でなければならぬ(四)。結局、旧手形債務が消滅するか否かは新手形振出の目的如何に關係なく、専ら、旧手形につき回收、廢棄その他の手形債務消滅の手段がとられたか否かにより判断されねばならぬのであつて、かく判断した上でそれが延期手形であるときには担保権は当然存続するといふ得ても、それが嚴格な意味の延期手形でないときには直ちに積極には解しえず、その爲めには他の理論が加はらねばならぬ(五)。

(一) 山尾・前掲八七頁、田中誠二・前掲一〇三頁等参照。

(二) 伊沢・手形書換の性質と担保の效力(法学六卷一號六三頁)、松本・前掲五三頁、竹田省・商法判例批評第一卷四二頁。

手形關係と原因關係との牽連 (池垣)

(三) Grünhut, a. a. O., S. 245ff. ; Staub-Strauz, a. a. O., Anm. 45 zu Art. 17 ; Müller-Erzbach, a. a. O., S. 461ff. ;

Michaels, a. a. O., Anm. 2 6 zu Art. 4.

(四) 註一四所掲書及び、石井・保証契約解除後の延期手形と保証人の責任 (判例民事法、昭和九年度二〇七頁)

(五) 石井・前掲二〇九頁、伊沢・前掲六五頁。

五 手形の授受が支拂に代えてなされたことの意味明白ならざる場合には、既述の如く、手形債務と既存債権は併存するが故に、両債権が如何なる関係に立つかが問題となる。最近の判例は所謂支拂確保のための手形授受のうち、担保のためと推定すべき場合には債権者に手形上の権利の先行使義務はないと判示している。もとより正当である。蓋し、この場合は専ら債権者の利益のために（但し、既存債務の履行期より後の満期日を有する手形が交付されたときは、明示又は黙示の債務の猶豫ある場合として期限の利益が債務者にある。この点については後述する）手形が交付せられるのであり、債務者にとつていずれの債権を先に行使されるかについて何等の利益も認められないからである（一）。

参考判例（昭二三・一〇・一四大判）手形が既存債務の担保のため授受せられた場合には、債権者は、既存の債権と手形上の権利とのいずれをも任意に選択して行使することができる。

反之、支拂のための手形交付は支拂の試み (Zahlungsversuch) であるから二、債権者は一応手形上の権利を先行使すべき義務がある。ところが判例は場合を既存債務の取立のためと、弁済確保のためとに分ち、前者にあつては債権者に手形上の債権の先行使義務があるが、後者の場合にはそれが無いとする。判例のいわゆる弁済確保のためという表現が明瞭を欠くため疑問を生ずるのであるが、それが担保のためになされた場合のみを指すの意味ならばもとより正当である。

参考判例（一）（大五・五・二四大判）爲替手形の振出が既存債権取立の目的に出でたる場合に於ては手形債権の発生と共に既

存債権を消滅せしむるものに非ずして二者並び存するものなることは論を俟たずと雖も当事者間別段の意思表示なき限り債権者は先ず手形に因る請求権を行使し其効なき場合に於て既存債務に基き之が弁済を請求すべく適法に手形金の請求を爲さずして直に既存債務を行使するは当を得たるものに非ず。

(2) (大七・四・二五大判) 既存債務の弁済を確保するが爲め債権者に宛て約束手形を發行したる場合には普通の債務と手形債務と併立するものにして債権者は自己の選択する所に従ひ右兩個の債権の何れを行使するも素より自由にして所論の如く先ず手形債権を行使せざるべからざるものに非ず(同旨、大六・五・二五大判、昭九・一二・二二大判、昭一三・一一・一九大判)

手形上の債権先行使の義務は、手形債権、既存債権のいずれも履行期に達していることを前提とする。若し、支拂のために交付せられた手形の満期日が既存債務の履行期よりも後であるときは、債務者は手形の満期日まで既存債務の猶豫(*Stundung*)の利益を受けるものと解する事が当事者の合理的意思に合する(三)。既存債務の利息義務の發生についても同様である。かくて、手形の満期日の到來を待つて手形が呈示され而も支拂拒絶のあつたときには、債権者は更に訴による手形債権の行使を要せず直ちに既存債権にかゝり、その支拂を請求することが出来る。蓋し、取引の慣習より当事者は手形が通常の方法で支拂はれることを豫想し、訴提起の必要をまるで考えていないということが認められるからである(四)。又、債権者は特約なければ、先ず償還請求権の行使に進む必要もない(五)。以上は引受拒絶の場合でも同様と解すべきである(六)。既存債務の支拂を求むる場合には手形を債権者に返還すべきである(七)。蓋し、然らざれば債務者は先ず既存債権により、次いで債権者の手より第三者の手中に移れる手形に基き二重の支拂をなすの危険に曝される虞があるからである。担保のために手形が授受せられ債権者が先ず既存債権を行使せんとする場合も同様に手形の返還を要する。而して債務者は手形と引換に非ざれば弁済をなすを要しないと解すべきこと通説、判例の認むるところである(八)。

参考判例(昭一三・一一・一九大判) 債務の支拂方法として約束手形が振出されたる場合に於ては特段の事由なき限り債権者は

右手形債権を行使すると否とは其の自由にして常に必しも先ず手形上の債権を行使すべきものと做す能はざること寔に所論の如しと雖も既に約束手形の振出ある以上、債務者としては縦令右手形債務の履行を求められたるに非ずして本来の月賦金債務の履行を求められたる場合と雖右手形と引換に非ざれば弁済をなすを要せざるものと解するを相当とすべし。

尙、担保のために手形が授受せられた場合には手形上の義務者は債務者一人であるが故に、債権者は手形上の権利保全のための手段をとる何等の必要もないが、反之、支拂のために手形が授受せられたときには、既存債務の支拂をなし手形の返還を受くる債務者をして更にその手形上の債務者に対する手形上の権利の行使を可能ならしむるために、拒絶証書の作成等の手形上の権利保全の手段をとらねばならぬ(九)。それは専ら債務者の利益のために必要とされるのであるから、拒絶証書の不作成等により債務者が何等の不利益をも蒙らぬこと明らかな場合にはその必要がな(一〇)。この点に関するわが國の判例は、説明不十分のためか手形所持人は総べての場合に拒絶証書を作成するとなく直ちに原因債権を行使し得るかの如き疑問を生ぜしめる余地がある(一一)。

参考判例(大六・五・二五大判)或債務の履行を確保する爲め爲替手形を授受したる場合に債権者が手形を呈示し其支拂を求めたるに拘はらず手形金の支拂を得ざるときは債権者はまたそれ以上の手續例へば拒絶証書の作成を爲すを要せず直ちに原債権の履行を請求するを得るものなり。

最後に、手形関係が既存債務の消滅にまで影響を及ぼす場合を総括すれば次の如くである。

(1) 手形の授受が既存債務の履行に代えてなされたときは、既存債務は直ちに消滅することはいうまでもな(一)。(2) 手形金額の支拂があつた時には既存債務も消滅する。手形債権、既存債権は同一の目的に向けられたものであり、どちらかを択一的に行使して得た一回の給付によりて両債権は消滅すべき関係にあるから(二)。(3) 支拂確保のために手形が授受せられたときは、債権者は手形の満期日の到來を待つて支拂を求めるか、直ちに手形を他人に譲渡して一応の満足を得るかの二つの可能性をもつが、後者の場合に、債権者が得たる対價をもちや失う虞が

なくなつたときには既存債務は確定的に消滅する(二三)。(4)債権者が自己の過失により健全なる手形を返還し得なくなり、爲めに債務者に損害を蒙らしめたときには既存債務は消滅することになる(二四)。

- (一) Grünhut, a. a. O. S. 304 Anm. 19.
- (二) Staub-Stranz, a. a. O. Anm 24 b (b) zu Art. 89 ; Grünhut, a. a. O. S. 297.
- (三) Staub-Stranz, a. a. O. Anm 25a zu Art. 89 ; Grünhut, a. a. O. S. 302 ff. ; Michaelis, a. a. O. Vorbem. vor Art 4 Anm 11. 納富・手形交付の原因関係に及ぼす影響(法学論叢三〇卷三号)一〇三頁以下。
- (四) Grünhut, a. a. O. S. 304 ; Staub-Stranz, a. a. O. Anm. 25b zu Art. 89 ; Müller-Erzbach, a. a. O. S. 508.
- (五) Grünhut, a. a. O. S. 305.
- (六) Grünhut, a. a. O. S. 305. Anm 21. 山尾・前掲九二頁。納富・前掲四四九頁は債権者たる手形所持人は引受拒絶その他の場合に於ては、手形法の認むる償還請求権を行使し得るも、原因債権はその履行期まで行使することを得ないとする。
- (七) Staub-Stranz, a. a. O. Anm. 26 zu Art. 89 ; Grünhut, a. a. O. S. 305.
- (八) J. Adler, a. a. O. S. 203 ; Staub-Stranz, a. a. O. S. Anm. 26 zu art. 89 ; Grünhut, a. a. O. S. 307. 納富・前掲九七頁。
- (九) Staub-Stranz, a. a. O. S. Anm 25b zu Art. 89. 納富・前掲四六三頁以下に詳し。
- (一〇) 納富・前掲、伊沢・前掲二五四頁註四。
- (一一) 納富・前掲四五五頁
- (一二) Grünhut, a. a. O. S. 306 ; J. Adler, a. a. O. S. 148.
- (一三) Staub-Stranz, a. a. O. Anm. 25 zu Art 89 ; Grünhut, a. a. O. S. 300 ; Müller-Erzbach, a. a. O. S. 507.
- (一四) Staub-Stranz, a. a. O. Anm 26 zu Art. 89. 伊沢・前掲二五四頁、山尾・前掲九三頁。

三 原因関係の手形関係に及ぼす影響

手形の抽象性は、元來、手形の第三取得者を保護し手形流通の円滑をはかるために認められたものであるから、善

意の第三者に対する関係に於てそれは完全な姿で現はれる。然しながら、原因関係に於て相對立する手形授受の当事者間に於ては、既述のごとく、手形の抽象性は維持せしめられながらも(一)、その本来の手段性が充分に認識せられねばならない。従つて直接当事者間に於てもこの抽象性をいたずらに形式的にのみ貫徹することは、そのために支拂及び取戻の二重の手續を踐ましめることになり、それを強行するに於ては却つて手形を違法の目的のための手段として濫用するの機会を與えることによつて手形制度の社会的に認められる趣旨に反することになる。直接当事者間に於て、手形の抽象性と手段性とを共に生かしながらその調和を図るために認められた制度が、所謂人的抗弁の制度(手一七條一項)にほかならない。従つて原因関係が手形関係に及ぼす影響としては、原因関係に於て相對立する当事者間の特約又は特殊なる事情に基づくところの、この人的抗弁の認められることにより、手形債務者に手形金額の支拂又は償還を拒絶することを得せしめることに盡きている。人的抗弁の制度そのものについてはこゝに觸れる必要をみなさ。たゞ、最後に、原因関係に胚胎する手形法上の制度として、所持人が前者に対して有する償還請求權(手四)、利得償還請求權(手八)の諸制度があることを附記するに止める(二)。

(一) 当事者間に於ては手形の抽象性ということは、結局、舉証責任の轉換を認めることに帰着する。 Müller-Erzbach, a. a.

O. S. 433 ; J. Adler, a. a. O. S. 133. 伊沢・前掲二四八頁。

(二) 田中耕太郎・前掲二二六頁、伊沢・前掲二四八頁等。